（戸籍の附票の規定の準用）

第十条　第一条から前条までの規定は法第二十一条第一項に規定する戸籍の附票の除票について準用する。この場合において、これらの規定中「第二十一条の三第五項」とあるのは「第二十条第五項」と、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一条第一項	第二十一条の三第一項
第一条第二項第一号	第二十一条第二項
第五条第一項	第二十一条の三第二項
第七条第一項及び第八条第一号	第二十一条の三第三項
第八条第二号	第二十一条の三第四項
第八条第三号	第二十一条の三第三項
第八条第四号	第二十一条の三第四項

（情報通信技術利用法の適用）

第十一条　法第二十条第一項から第四項まで及び第二十一条の三第一項から第四項の規定による請求又は申出は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下この条において「情報通信技術利用法」という。）第三条第一項の規定により、同項に規定する電子情報処理組織を使用して行わせることができる。

［２・３　略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（戸籍等の謄本等又は戸籍の附票の写しの交付の請求の受付及び引渡しの事務の郵便局における取扱いに関する省令の一部改正）

第二条　戸籍等の謄本等又は戸籍の附票の写しの交付の請求の受付及び引渡しの事務の郵便局における取扱いに関する省令（平成十三年総務省・法務省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
戸籍等の謄本等又は戸籍の附票等の写しの交付の請求の受付及び引渡しの事務の郵便局における取扱いに関する省令	戸籍等の謄本等又は戸籍の附票の写しの交付の請求の受付及び引渡しの事務の郵便局における取扱いに関する省令
（本人確認の方法）	（本人確認の方法）
第二条　法第二条の規定に基づき戸籍等の謄本等（同条第一号に規定する戸籍謄本等又は除籍謄本等をいう。次条及び第四条において同じ。）又は戸籍の附票等の写し（同条第四号に規定する戸籍の附票の写しをいう。次条において同じ。）の交付の請求を受け付ける際の本人確認は、日本郵便株式会社が、法第二条第一号又は第四号に掲げる事務に従事する職員（次条及び第四条において「郵便局取扱事務従事職員」という。）をして、当該請求を行う者に対し、必要な証明を求めさせることにより行うものとする。	**第二条**　法第二条の規定に基づき戸籍等の謄本等（同条第一号に規定する戸籍謄本等又は除籍謄本等をいう。次条及び第四条において同じ。）又は戸籍の附票の写し（同条第四号に規定する戸籍の附票の写しをいう。次条において同じ。）の交付の請求を受け付ける際の本人確認は、日本郵便株式会社が、法第二条第一号又は第四号に掲げる事務に従事する職員（次条及び第四条において「郵便局取扱事務従事職員」という。）をして、当該請求を行う者に対し、必要な証明を求めさせることにより行うものとする。

［新設］

（情報通信技術利用法の適用）

第十条　法第二十条第一項から第四項までの規定による請求又は申出は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下この条において「情報通信技術利用法」という。）第三条第一項の規定により、同項に規定する電子情報処理組織を使用して行わせることができる。

［２・３　同上］